

契 約 書

1 名 称		議事録作成支援ソフト使用許諾										
2 使 用 場 所		箕面市西小路地内他										
3 使 用 期 間		令和5年（2023年）4月 1日 から 令和8年（2026年）3月31日 まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)										
4	契 約 金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額											
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。											
5 契 約 保 証 金		免除										
6 適 用 除 外 条 項		第3条										

上記の契約について、使用者と提供者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年（2023年） 月 日

使 用 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦 ⑩

提 供 者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

第1条 使用者及び提供者は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 提供者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づくサービスの提供（以下「サービスの提供」という。）を行わなければならない。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して使用者提供者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して使用者提供者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

第2条 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

月額 金 _____円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 月額の契約金額（以下「契約代金」という。）は、前項に定める月額の金額とする。ただし、契約期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によって算定するものとする（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）。)

(契約の保証)

第3条 提供者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額の8割に相当する金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 3 前項第1号の場合においては、提供者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を使用者に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、使用者は、契約保証金の増額を請求することができ、提供者は、契約保証金の減額を請求することができる。
- (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 提供者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ使用者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。
- (法令上の責任等)
- 第5条 提供者は、事業主として、サービスの提供の遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。
- (個人情報の保護)
- 第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年箕面市条例第22号)その他法令を遵守しなければならない。
- (秘密の保持及び資料等転用の禁止等)
- 第7条 提供者は、サービスの提供を行う上で知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 3 提供者は、使用者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等をサービスの提供以外の用に供し、又は複製してはならない。
- (提供者の総括責任者)
- 第8条 提供者は、必要に応じて、サービスの提供の管理を行う総括責任者(以下「総括責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を使用者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 総括責任者は、この契約の履行に関し、サービスの提供の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求、受領及びこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく提供者の一切の権限を行使することができる。
- 3 提供者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を使用者に書面で通知しなければならない。

(契約代金の支払)

第9条 提供者は、適法な手続きに従って、使用者に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 使用者は、前項の規定による提供者からの適法な請求を受領した日から30日以内に契約代金を提供者に支払わなければならない。ただし、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第10条の規定に基づき、使用者が請負代金の支払いの期間を延長するよう提供者に求めたときは、提供者は、当該請求に応じるよう努めるものとする。
- 3 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。）による遅延利息を提供者に支払わなければならない。

(サービスの提供内容の変更等)

第10条 使用者は、必要がある場合には、提供者と協議の上、サービスの提供内容を変更し、又はサービスの提供を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、使用者提供者協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(事故発生時の報告)

第11条 提供者は、サービスの提供の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに使用者に報告し、その指示に従うものとする。

(調査等)

第12条 使用者は、提供者に対してサービスの提供状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 提供者は、サービスの提供に当たり、この契約及びこの契約に基づく使用者の指示に違反して、使用者又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責めに帰すべき

事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、使用者に過失が認められる場合は、使用者提供者共同してその損害を賠償するものとする。

3 使用者は、提供者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を提供者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして提供者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(不履行責任)

第14条 提供者は、サービスの提供について、契約条項又は仕様書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく使用者に報告しなければならない。

2 提供者は、前項の場合において使用者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の任意解除権)

第15条 使用者は、次の各号によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 次条又は第16条の2の規定に該当するとき

(2) 翌年度以降の使用者の歳出予算において、提供者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたとき

(使用者の解除権)

第16条 使用者は、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 提供者の責めに帰する理由により契約期間内にサービスの提供を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 使用者は、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 提供者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 提供者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 提供者が債務の一部の履行が不能である場合又は提供者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をし

た目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、提供者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、提供者がその債務の履行をせず、使用者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により使用者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 第20条の規定によらないで提供者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 提供者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（提供者が個人である場合にはその者を、提供者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 3 次に掲げる場合には、使用者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 提供者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第16条の2 使用者は、この契約に関し、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（提供者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（使用者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条に定める場合が使用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、使用者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（提供者の解除権）

第18条 提供者は、使用者がこの契約に違反し、それによりサービスの提供を行うことが不可能となったときは、書面をもって使用者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、提供者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、使用者に未払となっている契約代金があるときは、提供者の使用者に対する当該契約代金及びこれに係る支払遅延防止法の率により計算した額による遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、提供者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、使用者の指定する日までに、使用者に支払わなければならない。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 提供者がその債務の履行を拒否し、又は、提供者の責めに帰すべき事由によって提供者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 提供者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 提供者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 提供者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、使用者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 提供者は、この契約により、使用者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を使用者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して支払遅延防止法の率により計算した額を遅滞料として併せて使用者に納付しなければならない。

（賠償額の予定等）

第20条 提供者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を使用者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、使用者がこの契約を解除するか否かを問わず、サービスの提供が終了した後も同様とする。

- (1) 提供者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 提供者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第16条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第16条の2第5号に該当したとき。

3 前項の場合において、使用者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、提供者は、超過額を使用者の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺）

第21条 使用者は、提供者に対して有する金銭債権があるときは、提供者が使用者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、提供者は、使用者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第22条 提供者は、この契約に関し、第三者との間に使用者の責めに帰さない紛争が生じたときは、提供者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(消費税等額の変動)

第23条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、使用者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、使用者提供者協議の上、これを定めるものとする。